

別 表

注意:療養病床から転換した施設分は、含まない。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)			(単位:人)
圏域	平成29年度整備目標 (必要入所定員総数) (a)	認可入所定員総数 (平成29年3月31日) (b)	平成29年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
※ 名古屋	7,632	7,795	-163
海部	1,320	1,289	31
尾張中部	506	436	70
尾張東部	1,389	1,339	50
尾張西部	2,030	2,030	0
尾張北部	2,303	2,247	56
知多半島	2,500	2,488	12
西三河北部	1,311	1,301	10
西三河南部東	990	990	0
西三河南部西	2,353	2,153	200
東三河北部	440	444	-4
東三河南部	2,100	2,071	29
合計	24,874	24,583	291

《注》

《注》

※ 名古屋圏域における指定等の手続きは、名古屋市にご確認ください。

《注》第7期整備計画の前倒し

介護老人保健施設			(単位:人)
圏域	平成29年度整備目標 (必要入所定員総数) (a)	許可入所定員総数 (平成29年3月31日) (b)	平成29年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
※ 名古屋	6,959	6,866	93
海部	1,122	1,018	104
尾張中部	352	301	51
尾張東部	1,215	1,125	90
尾張西部	1,205	1,185	20
尾張北部	1,543	1,522	21
知多半島	1,687	1,647	40
西三河北部	893	773	120
西三河南部東	846	746	100
西三河南部西	1,665	1,543	122
東三河北部	243	243	0
東三河南部	1,437	1,377	60
合計	19,167	18,346	821

※ 名古屋圏域における指定等の手続きは、名古屋市にご確認ください。

介護専用型特定施設入居者生活介護			(単位:人)
圏域	平成29年度整備目標 (必要利用定員総数) (a)	指定利用定員総数 (平成29年3月31日) (b)	平成29年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
※ 名古屋	682	682	0
海部	0	0	0
尾張中部	0	0	0
尾張東部	0	0	0
尾張西部	0	0	0
尾張北部	30	30	0
知多半島	60	60	0
西三河北部	0	0	0
西三河南部東	30	30	0
西三河南部西	40	40	0
東三河北部	0	0	0
東三河南部	60	60	0
合計	902	902	0

※ 名古屋圏域における指定等の手続きは、名古屋市にご確認ください。

混合型特定施設入居者生活介護			(単位:人)
圏域	平成29年度整備目標 (必要利用定員総数) (a)	推定利用定員総数 (平成29年3月31日) (b)	平成29年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
※ 名古屋	3,502	3,469	33
海部	342	278	64
尾張中部	316	251	65
尾張東部	807	741	66
尾張西部	550	392	158
尾張北部	612	482	130
知多半島	746	667	79
西三河北部	360	258	102
西三河南部東	413	393	20
西三河南部西	342	252	90
東三河北部	36	36	0
東三河南部	478	358	120
合計	8,504	7,577	927

※ 名古屋圏域における指定等の手続きは、名古屋市にご確認ください。

【参考】

◆ 愛知県老人福祉圏域及び担当

圏 域	市 町 村 名	担 当
名 古 屋	名古屋市	名古屋市役所へお尋ねください。 介護保険課 (電話 052-972-2539／直通)
海 部	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	愛知県海部福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0567-24-2111／代表)
尾 張 中 部	清須市、北名古屋市、豊山町	愛知県尾張福祉相談センター 地域福祉課 (電話 052-961-1423／直通)
尾 張 東 部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、 日進市、長久手市、東郷町	
尾 張 西 部	一宮市、稲沢市	
尾 張 北 部	春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、岩倉市、大口町、 扶桑町	
知 多 半 島	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、 武豊町	愛知県知多福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0569-31-0121／直通)
西三河北部	豊田市、みよし市	愛知県豊田加茂福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0565-33-0294／直通)
西三河南部東	岡崎市、幸田町	愛知県西三河福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0564-27-2737／直通)
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市	
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、 豊根村	愛知県新城設楽福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0536-23-8051／直通)
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市	愛知県東三河福祉相談センター 地域福祉課 (電話 0532-54-5111／代表)

【参考】

介護保険施設等の指定等に関する手続きの流れ

1 事前相談票の提出（毎年5月末または11月末まで）

- 提出先：県福祉相談センター地域福祉課及び市町村
（名古屋市内の整備については、名古屋市役所介護保険課へお尋ねください。）



2 整備予定市町村への確認及び意見聴取（県→市町村）

- 施設等の指定等が市町村の介護保険事業計画における利用見込量の範囲内であるか
- その他、施設等の整備に関する意見



3 圏域における調整

- 県の介護保険事業支援計画における施設種別の圏域ごと、年度ごとの整備目標値から既存数を差し引いた数の範囲内であること（※）
※ 施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が認める場合は、年度ごとの整備目標値を超えても承認される場合があります。
- 圏域内においてバランスの取れた施設配置であること



4 圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取及び連絡調整

- 圏域における調整内容をもとに、保健医療福祉推進会議において意見聴取及び連絡調整を行います。



5 圏域保健医療福祉推進会議の結果の伝達

- 事前相談票を提出されたすべての方（法人）に保健医療福祉推進会議の結果について文書で通知します。



6 着工、指定申請

- 指定申請書の提出先は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設については県高齢福祉課、特定施設については整備予定市町村により尾張福祉相談センター・西三河福祉相談センター・東三河相談センターのいずれかの地域福祉課となります。
（注）平成24年4月より、指定都市及び中核市に介護サービス事業者等の指定権限が委譲されましたので、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市については、直接当該市役所の介護保険担当課へ提出してください。



7 指定（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、特定施設）